

令和6年10月分（12月支給）から児童手当制度が変わります！

1. 制度改正（拡充）の内容

①所得制限の撤廃

収入に関係なく、児童手当が支給対象となります。

②支給対象年齢拡大

支給対象児童の年齢を中学生までから高校生年代までに延長となります。

③多子加算の拡充

第3子以降の児童の1人あたりの支給金額が一律3万円となります。

④算定児童の年齢拡充

第3子以降の算定に含める対象の年齢を「18歳到達後の最初の年度末まで」から「22歳到達後の最初の年度末までに延長となります。

⑤支給回数の変更・支払通知の廃止

児童手当の支給月が2・4・6・8・10・12月の年6回となります。

また、支払通知が廃止されますので、支給月額の確認は資格認定時または支給額改定時の認定通知書をご確認ください。

2. 支給額

児童の年齢	支給金額（1人当たりの月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生年代	10,000円	

3. 申請期限

令和6年10月31日（木）まで

注意

改正に係る申請の最終期限は令和7年3月31日です。
最終期限を過ぎた場合、令和6年10月分に遡及しての手当は支給できず、申請いただいた月の翌月分からの支給となりますので、申請漏れのないようご注意ください。



問い合わせ先：おおい町役場 住民窓口課（TEL：0770-77-4053）